

国立大学法人埼玉大学学長選考基準

平成 28 年 1 月 21 日
学長選考会議決定

改正 令和 4. 3. 17

国立大学法人埼玉大学学長選考・監察規則第 2 条第 2 項の規定に基づく学長の選考基準については、学長に以下の資質・能力を求めることとする。

- 1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と優れた学識と真理の探究への深い理解
- 2 首都圏をはじめ、広域地域社会における社会的使命に最大限応える埼玉大学に相応しい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く視野とその発信力
- 3 本学の代表者としての権限と責任を自覚し、コンプライアンスの実践に努め、構成員及びステークホルダーとの信頼関係を築くことができる優れたリーダーシップとコミュニケーション力
- 4 大学の存立基盤を強化し、特色ある学術研究・人材育成を推進するために、国際的な視点を持って、社会の動向を的確に把握し、各界からの多様な理解や協力を得ていく調整力と実行力
- 5 構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、安定的な財政基盤の確立と効率的で機動的な組織運営を行う能力
- 6 本学の教育、研究、社会貢献の諸活動に明確なビジョンを持ち、人類が抱える現代的課題の解決に取り組み、世界に貢献しようとする強い使命感

附 則

この基準は、平成 28 年 1 月 21 日から施行する。

附 則 (令和 4. 3. 17)

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。